1 任免及び職員数の状況

(1)採用退職の状況(平成25年度 単位:人)

職種	採用	退職
事務系	15	17
技術系	9	20
消防職	7	4
教育職	4	4
計	35	45

(2)部門別職員数の状況と主な増減理由

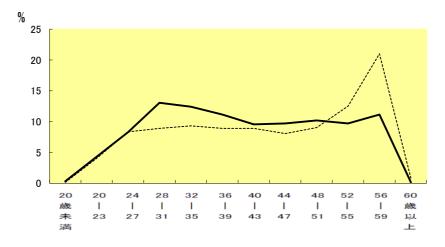
(各年4月1日現在)

-						(各年4月1日現在)
	_	区 分	職員	員数	対前年	A. t. 184 \ Berry . I.
部門			平成26年	平成25年	増減数	主な増減理由
普通会	一般行政部	議総税民衛労農 商 会務務生生 働 林水 産	6 97 34 118 65 1 2	6 96 34 116 78 1 2	0 1 0 2 △ 13 0 0	人事異動による増 採用、人事異動による増 退職、人事異動による減
計部	門	土木	45 372	45 382	0 △ 10	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 43.89人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 53.82人)
	教育部門		89	92	△ 3	退職、人事異動による減
門	消防部門		93	91	2	採用による増
	-	計	554	565	△ 11	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 65.36人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 72.62人)
会 営部	水道 下水道 その他		37 13 25	37 13 24	0 0 1	採用、人事異動による増
門 業	小	計	75	74	1	
	合 計		629 [839]	639 [839]	△ 10 [0]	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 74.21人

- (注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

 - 2 []内は、条例定数の合計である。 3 類似団体は、平成25年4月1日現在の数値を使用しています。

(3)年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



−構成比 ------5年前の構成比

	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区 分		}	}	}	}	}	}	}	}	}	}		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
椒貝数	2	27	52	82	78	70	60	61	64	61	70	1	628

2 給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質	収 支	人 件 9	費	人 件 費 率	(参考)
	(平成25年度末)	A			В		B/A	平成24年度の人件費率
25年度	人	千円		千円	千日	円	%	%
20年度	84,759	32,196,902	686	,437	5,344,855		16.6	17.8

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

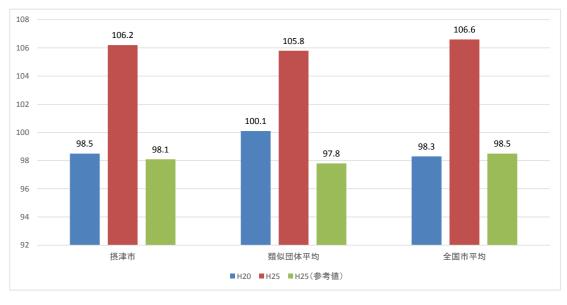
区	分	職員数		給	与 費		一人当たり	
		A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
25年	曲	人	千円	千円	千円	千円		千円
254	泛	564	2,163,062	573,923	824,100	3,561,085	6,314	

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円 5,935

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 - 3 類似団体は、平成25年4月1日現在の数値を使用しています。

(3) 特記事項

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

(5)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額
				(国ベース)
摂津市	40.9 歳	314,900 円	422,677 円	397,906 円
大阪府	42.9 歳	325,742 円	437,413 円	383,104 円
国	43.5 歳	335,000 円	- 円	408,472 円
類似団体	42.8 歳	325,045 円	388,435 円	359,832 円

②技能労務職

						公務員				民間		参考
	区	分	平均年	齡	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
П	摂消	津市	47.9	歳	73 人	351,500 円	422,603 円	397,595 円	_	ı	_	_
	うち清	掃職員	46.3	歳	33 人	345,800 円	446,247 円	394,946 円	廃棄物処理業従業員	44.6	290, 600	1.54
	うち学	校給食員	49.5	歳	19 人	360,100 円	404,585 円	404,585 円	調理師	41.3	270,000	1.50
	うち杉	交務員	51.3	歳	10 人	364,800 円	421,375 円	420,121 円	用務員	53. 7	202, 700	2.08
	大阪	反府	50.8	歳	679 人	314,793 円	399,410 円	368,321 円	_	l	_	_
	Ξ	E	50.1	歳	3,119 人	287,992 円	1	326,611 円	_	1	_	_
	類似	団体	49.3	歳	36 人	315,491 円	350,999 円	336,134 円	_	_	_	_

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成22~24年の3か年平均)
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。
- ※ 類似団体は、平成25年4月1日現在の数値を使用しています。

技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針について

現状

平成19年4月には、国の給与構造改革に伴い、給与水準を平均4.8%引き下げました。職員数については、平成17年度から技能労務職員の採用を行わず、また、給食業務の一部民間委託を実施するなど職員の削減に取り組んでいます。そのため、平均年齢、平均勤続年数が高くなっており、民間の類似職種と比較しますと平均給与月額も高いものとなっています。

今後の基本的な考え方

職員数においては、第4次行財政改革実施計画に基づいて、退職者不補充を市の基本的な考え方とし、給与面については、国や府及び近隣他市の動向を踏まえながら諸課題について、調査検討します。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
摂津市	39.9 歳	328,733 円	377,148 円
大阪府	40.4 歳	341,191 円	413,173 円
類似団体	40.5 歳	306,506 円	336,303 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務 員給与実態調査において明らかにされているものである。
 - 3 類似団体は、平成25年4月1日現在の数値を使用しています。

(6) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区	分	摂 津 市	大 阪 府	玉
	大学卒	185,800 円	178,800 円	I種 181,200 円
一般行政職	八十十	105,000 1	170,000 1	Ⅱ種 174,200 円
	高 校 卒	155,700 円	144,500 円	142,100 円
技能労務職	高 校 卒	155,700 円	149,000 円	- 円
1人形刀/为椒	中学卒	140,100 円	- 円	- 円
教育職	大学卒	185,800 円	199,700 円	- 円
秋 月 収	高 校 卒	- 円	- 円	- 円

⁽注) 大阪府の額は、大阪府独自の給与カット措置がないとした場合の初任給の額である。

(7) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

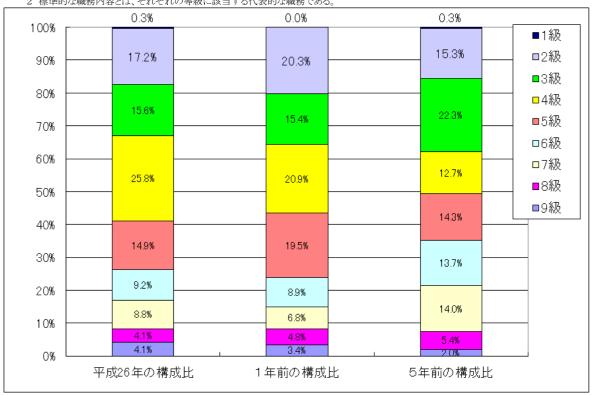
区	分	経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満		
一般行政職	大学卒	269,300 円	314,800 円	365,700 円		
//文十丁 5文4成	高 校 卒	- 円	274,400 円	318,400 円		
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	313,800 円		
1又形刀 纺帆	中学卒	- 円	269,100 円	310,000 円		
教育職	大学卒	363,100 円	394,600 円	420,300 円		
秋 月 収	短大卒	260,050 円	288,250 円	353,200 円		

(8) 一般行政職の級別職員数の状況(平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級		1 人	0.3 %
2級	係員	51 人	17.2 %
3級		46 人	15.6 %
4級	副主査	76 人	25.8 %
5級	係長	44 人	14.9 %
6級	課長代理	27 人	9.2 %
7級	課長	26 人	8.8 %
8級	次長	12 人	4.1 %
9級	部長	12 人	4.1 %

(注)1 摂津市の給与条例に基づく給料表の等級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの等級に該当する代表的な職務である。



(9) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年4月1日~9月30日、10月1日~3月31日を評価期間として人事評価を実施しており、 課長級以上の能力評価を平成27年1月昇給から反映開始 課長級以上の業績評価を平成27年6月の勤勉手当から反映開始予定

(10) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

摂 津 市	大 阪 府	国				
1人当たり平均支給額(25年度)	1人当たり平均支給額(25年度)	_				
1,439 千円	1,589 千円	_				
(25年度支給割合)	(25年度支給割合)	(25年度支給割合)				
期末手当 勤勉手当	期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当				
2.60 月分 1.35 月分	2.60 月分 1.35 月分	2.60 月分 1.35 月分				
(1.45)月分 (0.65)月分	(1.45)月分 (0.65)月分	(1.45)月分 (0.65)月分				
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)				
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置				
・ 役職加算 5~20%	・ 役職加算 5~20%	・ 役職加算 5~20%				
	· 管理職加算 10~25%	管理職加算 10~25%				

⁽注)()内は、再任用職員に係る支給割合である。

② 退職手当(平成26年4月1日現在) ※普通会計

	摂 津 市			玉		
(支給率)	自己都合	勧奨·定年	(支給率)	自己都合	勧奨·定年	
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	
その他の加算措置	定年早期退職特例	列措置	その他の加算措置	定年早期退職特例措	置	
	(2~20%加算)			(3~45%加算)		
(退職時特別昇給	なし)				
1人当たり平均支給額	4,246 千円	24,692 千円				

⁽注)退職手当の1人当たり平均支給額は、平成25年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 地域手当(平成26年4月1日現在) ※ 普通会計

© 70.34 1 -1 (1 /3/20 1 1/1	- 1. Julius / 10. II (C.)	7.61		
支給実績(25年度決算)				140,208 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)				245,000 千円
支給対象地域	支給対象地域 支給率 支給対象職員			国の制度(支給率)
摂 津 市	6 %		573 人	6 %
	%		人	%
	%		人	%
	%		人	%
	%		人	%
	%		人	%

④ 特殊勤務手当(平成26年	4月1日現在)			
支給実績(25年度決算)			28,192 千円	
支給職員1人当たり平均支約	合年額(25年度決算)		103,000 円	
職員全体に占める手当支給	職員の割合(25年度)		45.0 %	
手当の種類(手当数)			7	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
市税等賦課徴収 事務従事手当	実地調査・検査、徴収に従事する職員	市税等の賦課等に関する実地調 査・検査、実地徴収	日額200円、滞納徴収額の10/1000	
		薬剤散布、一般廃棄物の収集運搬	日額600円	
衛生•一般廃棄物作業 従事手当	薬剤散布、一般廃棄物収集・焼却、し尿処理、感染症患者若しくは疑いのある患者の救護、死獣処理に従事する職員	感染症患者若しくは疑いのある患 者の救護又は感染の恐れのある物 件の処理	7 日額300円	
		死獣処理	日額400円	
土木·下水道·公園 維持作業従事手当	土木施設、公園等の維持補修及び管渠清掃 作業に従事する職員	土木施設、公園等の維持補修及び 管渠清掃作業	日額450円	
消防業務従事手当	緊急出動に従事する職員	火災、救急現場への緊急出動	回300円	
災害出動手当	当該活動に従事する職員	災害発生又は恐れのある場合の防 災活動	日額300円	
年末年始勤務手当	当該期間に従事する職員	年末年始休暇期間等に従事	日額平均時間外勤務手当単価の 4時間分	
社会福祉事務従事手当	社会福祉事務に従事する職員	福祉相談、指導保護などの業務	日額180円	

⑤ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	122,332 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	268,862 円
支給実績(24年度決算)	129,153 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	242,768 円

⑥ その他の手当(平成26年4月1日現在)

(6) その他の手当(平成26年4月1日現在)						
手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と 異なる内容	支給実績 (平成25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成25年度決算)	
扶養手当	配偶者 13,000 円 配偶者以外 6,500 円 配偶者以外 6,500 円 記偶者のない場合の扶養親族のうち 1人目 11,000 円 2人目 6,500 円 その他 6,500 円 技養手当を支給しない配偶者を有する場合 1人目 6,500 円 2人目 6,500 円 その他 6,500 円 16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円 加算	同じ	_	71,672 千円	129,372 円	
住居手当	借家·借間居住者 支給限度額 27,000 円	異なる	算出方法	38,680 千円	69,819 円	
通勤手当	交通機関利用者限度額60,000 円交通用具利用者24,500 円2km未満交通用具利用者1,000 円	異なる	交通機関利用 限度額 55,000 円 交通用具利用者 2,000~24,500 円	59,570 千円	107,526 円	
管理職手当	部長 80,000 円 理事 75,000 円 次長 65,000 円 部参事 60,000 円 課長 55,000 円 課参事 50,000 円 課長代理 45,000 円	異なる	給料月額×支給割合 (支給割合) で支給8/100~25/100	66,869 千円	120,703 円	
休日勤務手当	祝日、年末年始の休日に勤務 勤務1時間当たりの給与額の 135/100	同じ	_	36,152 千円	65,256 円	
夜間勤務手当	午後10時~午前5時の間に勤務 勤務1時間当たりの給与額の 25/100	同じ	_	10,304 千円	18,599 円	

(11) 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

	区 分	給	料		月	額		等
44	市長		000 000	m	(参考)類(低額	m
給	市長		900,000	円		1,000,000 円/	440,000	円
	副市長		770,000	円		804,000 円/	375,000	円
料								
報	議長		620,000	円		698,000 円/	310,000	円
ヤ区	副議長		570,000	円		620,000 円/	245,000	円
酬	議員		535,000	円		560,000 円/	222,000	円
Ħ/II	既 兵		555,000	11		300,000 17/	222,000	1.1
	市長	(25年度支給割合	•)					
期	副市長			3.90	月分			
期末手当								
手当	議長	(25年度支給割合	•)					
=	副議長			3.90	月分			
	議員							
		(算定方式)				(1期の手当額)	(支給時期)
退職	市長	90万円×在職月数×	0.4			17,280,000円	任期毎	
職手	副市長	77万円×在職月数×	0.25			9,240,000円	任期毎	
手当								
	備考					10 H) # 1		

⁽注)・退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。 類似団体は、平成25年4月1日現在の数値を使用しています。

3 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1)勤務時間の状況(本庁などの場合)

項目	内 容
勤務時間	8時45分 ~ 17時15分(休憩時間 12時00分 ~ 12時45分)
休日	土・日曜日、国民の祝日・休日、年末年始(12月29日 ~ 1月3日)

(2)年次有給休暇の取得状況(H25.4.1~H26.3.31)

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
10,311日	3,252日	272人	12.0日	31.5%

[※]対象職員は市長部局に勤務する非現業の一般職員です。

(3)育児休業の状況(H25.4.1~H26.3.31)

	男性	女性
新規取得	1人	3人
前年度継続	0人	6人

(4)介護休業の状況(H25.4.1~H26.3.31)

	男性	女性
1月を超え3月以下	0人	0人
3月を超え5月以下	0人	1人
5月超え	0人	0人

(5)休暇の種類

木暇の種類		
種類	内 容	付与日数(1年度)
年次有給休暇	_	20日(翌年度に限り、残日数を繰越可能)
結婚休暇	職員が結婚する場合	連続する10日の範囲内の期間
生理休暇	女子職員が生理のため勤務することが著しく困難である場合	1回につき連続する2日の範囲内の期間
妊娠障害休暇	妊娠中の女子職員が妊娠障害のため勤務することが著しく困難である場合	5日の範囲内の期間
通院休暇	妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が、医師等の保健指導又は健康診査を受ける必要がある場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、出産後1年まではその間に1回につき通院に必要と認められる時間
妊娠者の通勤緩和休暇	妊娠中の女子職員が、通勤途上における交通の混雑の程度が母体又は胎児 の健康保持に影響があると認められる場合	1日の勤務時間の始め又は終わりのいずれかにおいて1時間以内の 時間
産前産後休暇	女子職員が出産する場合	出産の予定日を起算日とする8週間前の日から出産の日の翌日を 起算日とする8週間後の日までの期間
育児時間休暇	生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日1回1時間以内又は1日2回それぞれ30分以内の時間
出産補助休暇	職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	2日の範囲内の期間
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合	5日の範囲内の期間
子の看護休暇	小学校就学の始期に達しない子を養育する職員が、その子の看護のため勤務 しないことが相当であると認められる場合	5日の範囲内の期間(2人以上の場合は10日の範囲内の期間)
短期介護休暇	要介護者の介護その他の市長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	5日の範囲内の期間(2人以上の場合は10日の範囲内の期間)
服喪休暇	職員の親族が死亡した場合	続柄に応じて付与(最高10日の範囲内の期間)
祭祀休暇	職員が父母、配偶者又は子の追悼のための特別な行事のため勤務しないこと が相当であると認められる場合	1 日
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	7日の範囲内の期間
長期在職休暇	在職期間が10年、20年又は30年に達する職員が心身の活力の維持及び増進を図るため勤務しないことが相当であると認められる場合	在職期間に応じて付与 10年3日、20年5日、30年5日の範囲内の期間
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病 又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるも のの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	連続する6月の期間内において必要と認められる期間

4 分限及び懲戒の状況(H25.4.1~H26.3.31)

分限処分とは公務能率の維持を目的に職員になされる処分であり、一方、懲戒処分は職員の義務違反に対するものや全体の奉仕者にふさわしくない非行のあった場合になされる処分です。

(1)分限処分の状況

処分人数	降任	免職	休職	降給
勤務成績不良	0人	0人	0人	0人
心身の故障	0人	0人	3人	0人
職に必要な適格性の欠如	0人	0人	0人	0人
その他	0人	0人	0人	0人

(2)懲戒処分の状況

処分人数	戒告	減給	停職	免職
法令違反	0人	2人	1人	0人
職務上の義務違反	1人	0人	0人	0人
全体の奉仕者としてふさ わしくない非行	0人	0人	0人	0人

5 服務の状況

営利企業等の従事制限に関する許可等

地方公務員法第38条第1項の規定により営利企業への従事が制限されていますが、任命権者の許可を受けた場合においては、営利企業等に従事することが認められています。

年 度	件 数
25年度	22 件

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1)研修の状況

			the tell 3 wheelt.	/> L
研修種別		研修数	代表的な研修	参加人数
基本研修(市主催)				
	管理職員·監督職員研修	7	課長代理研修、管理能力養成研修	1 200 /
	一般職研修	20	新規採用職員研修、地方自治法研修	1,388人
	専門職員等研修	9	消防職員研修、保育所職員研修	
共同研修(他団体主催)		3	地方自治共同研修、研修担当者研修	10人
派遣	量研修	95	専門実務研修、地方自治共同研修	226人

(2)人事評価の状況

人事評定を9、3月に実施

7 福祉及び利益の保護の状況

地方公共団体は、地方公務員法第42条の規定により、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施することが義務付けられております。 主な事業内容は次のとおりです。

(1)福利厚生事業

① 摂津市職員厚生会

互助共済の精神に基づき、職員の共助制度を確立し実施することにより、会員の福利増進、生活の向上を期し、もって執務の公正、能率化を増進することを目的に、職員の福利厚生を外部委託する委託事業、職員の健康管理補助事業等の実施

② 大阪府市町村職員共済組合

退職・障害・遺族年金の支給、介護・育児休業給付の支給及び貸付事業等の実施のほか、職員やその扶養家族の病気、けが、出産、 死亡などのときに対する保険給付、疾病予防及び健康増進を目的に行う保健事業等の実施

(2)健康管理事業

① 健康診断の実施

定期健康診断、昼夜変則勤務職員健康診断、腰痛・頸肩腕障害特別検診等の実施

② 健康相談の実施

定期健診・人間ドックの受診結果に基づき、指導及び相談等を実施

8 公平委員会の業務の状況

(1)勤務条件に関する措置の要求の状況

0件

(2)不利益処分についての不服申立ての状況

0件